

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2014. 2.10発行〈通巻第441号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



●「超硬合金肺」被害で損害賠償裁判提訴 府下の超硬合金工具製造会社	2
●ストレスチェックの義務化は堅持 受動喫煙は義務から努力義務へ －今年の労働安全衛生法改正案－	5
●北陸で初めての石綿被害ホットライン・相談会開く 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会	7
●日本通運アスベスト労災損害賠償裁判 控訴審も勝訴、日通は上告せず確定！	9
●それぞれのアスベスト禍 その37 古川和子	11
●韓国からのニュース	14
●前線から はつりじん肺損害賠償訴訟 第22回弁論報告 大阪	17

1月の新聞記事から／19
表紙／北陸アスベスト被害ホットライン記者会見
(1月16日福井県庁:左から片山・野村・古川さん)

'14
2

「超硬合金肺」被害で 損害賠償裁判提訴

府下の超硬合金工具製造会社

大阪府在住の42歳の男性Hさんは、N社(大阪府)に2000年に入社。アルバイト期間を経て、正社員として超硬合金や焼結ダイヤモンド(PCD)を使用したドリル等切削工具の研削加工作業に従事してきた。

ところが、2011年5月、じん肺管理区分「管理4」<著しい呼吸機能障害により要療養>とのじん肺管理区分決定を受けるほどに呼吸機能が悪化し、同6月以降、労災休業を余儀なくされた。

Hさんの病気は、いわゆる「超硬合金肺」。超硬合金肺については例え、「超硬合金肺：タングステン、コバルト、ニッケル等を含む超硬合金の粉じんを吸入することにより発症する肺病変で、超硬合金製造工場、超硬合金工具の切削研磨作業所、ダイヤモンド工具作製作業所などで発生する。肺の病理組織像は巨細胞性間質性肺炎(GIP)が特徴と言われているが、これまでGIP所見の乏しい症例も報告されている。我々が経験した症例もGIP所見の程度は弱かった。本疾患の発病機序はまだ不明で、慢性過敏性肺炎のようなアレルギー機序も考えられている。」(http://www.research12.jp/22_jinpai/04.html 労働者健康福祉機構サイト)と説明されている。

原因は、なすべき粉塵発生防止対策、ばく露防止対策を怠ったN社にあることは明か

であるので、Hさんは同社に労災補償の上積み補償を行うように要求した。

ところが、N社は責任を全く認めなかつたため、やむを得ず昨年5月、Hさんは8800万円の損害賠償を求めて大阪地裁に提訴した(代理人は位田浩弁護士)。

これに対してN社は「粉じんは発生していないなかった」「超硬合金成分が含まれたミストは粉じんではない」「これまでこのような肺疾患は発生していない」などと全面的に争う姿勢を示している。

ちなみに、超硬合金による肺疾患については、いわゆる「職業病リスト」(労働基準法施行規則別表第1の2)の「10 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病」の3疾病のうちの一つとして、次のように掲載されている。

- 1 超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患
- 2 亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん
- 3 ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍

そしてこの、1 超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患については、労災認定基準が次のように通達で示されている。

【昭和 56 年 2 月 2 日 基発第 66 号】
○超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患（昭和56年2月2日労働省告示第7号第1号）

(要旨)

超硬合金の粉じんにさらされる環境下において業務に従事することにより発生する気管支肺疾患を業務上の疾病として定めたものである。

(解説)

- (1)「超硬合金」とは、炭化タングステン等とコバルトを混合し、焼結して得られる合金をいい、切削工具の刃先、ダイス等に使用される。
- (2)「超硬合金の粉じん」とは、超硬合金を製造する工程において発生する粉じんで、その成分は炭化タングステン等の金属炭化物（炭化タングステンの他に、その用途により、炭化チタン、炭化タンタル等が添加されることがある。）とコバルトとが混合したものである。なお、超硬合金を研磨する工程において発生する粉じんも、同成分である限り、これに該当する。
- (3)「飛散する場所における業務」としては、炭化タングステン等の金属炭化物とコバルトを混合する業務、超硬合金組成粒を加圧し半焼結したものを成型加工する業務、焼結後の超硬合金を研磨する業務等がある。
なお、超硬合金工具等を用いて金属等の切削、加工等を行う業務では、超硬合金の粉じんが飛散するおそれはまずないものと考えられる。
- (4)「気管支肺疾患」には、次の 2 つの型が認められている。

イ 間質性肺疾患

初期の段階での特徴は、咳、労作時の呼吸困難及び心悸亢進で、進行した症例では肺基底部にラ音（注 1）が聴取され、又バチ指（注 2）が見られる。この進行した段階では、間質性肺線維症へと進展することがあり、胸部エックス線像及び肺機能検査からは、「じん肺」に似た臨床像が見られる。

ロ 外因性の喘息様気管支炎

感作型（主にアレルギー性）の喘鳴を伴う咳の発作が偶発的に発生するもので、作業から離脱すると軽快し、作業に復帰すると再発する。

（注 1）ラ音：気管、気管支、肺胞又は肺空洞内に分泌物や血液等が停滞し、空気と混じって気泡を作りあるいは潰れるとき等に発する音で、吸気時に聽こえることが多い。

（注 2）バチ指：心臓疾患、胸部臓器疾患等においてみられる手指末端の肥大

したがって、N社でHさんが行ったような作業で発生する超硬合金粉じんが、極めて有害なものであることは、どんなに遅くとも、通達が出された1981年には、誰にとっても、明白だったといえる。つまり、N社の「言い分」は寝言と言ってもいいのではないだろうか。

Hさんは当初安全センターに相談してられた。そして、どうも、同様の被害がほかでも発生している状況のようなのだ。

これまであまり注目されてこなかった職業性疾患である超硬合金肺被害の責任を問うHさんの裁判は、我が国でも初めてとみられる。

安全センターとして、今後とも積極的に支援していくことにしている。

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）別表第一の二

(下線部が新規追加部分)

- 一 病理上の原因に起因する疾患
- 二 物質过大による次に掲げる疾患
 - 1 紫外線にさらされる業務による疾患が医療又は皮膚疾患
 - 2 赤外線にさらされる業務による肌炎疾患、室内作業の脱衣病又は皮膚疾患
 - 3 レーザー光にさらされる業務による肌炎疾患
 - 4 マイクロ波にさらされる業務による口内炎等の疾患
 - 5 電気放電線にさらされる業務による電気放電線症、放電過電圧等の故に発生する疾患
 - 6 血管の血栓性疾患、奇形死その他の皮膚疾患
 - 7 気中の微小粒子による疾患による高血圧又は動脈硬化症
 - 8 呼吸器への作用による疾患による肺中性
 - 9 高熱性熱を吸収する業務による熱病
 - 10 姿勢を保つする業務による腰痛等の腰の痛み
 - 11 姿勢を保つする業務による腰痛等の腰の痛み
 - 12 脊髄にさらされる業務による手筋等の筋肉痙攣
 - 13 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他の物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾患
- 三 身体機能の障害のかかる作業部位に山林による次に掲げる疾患
 - 1 重畠の穿刺による筋肉、眼、脳の筋肉又は骨筋肉
 - 2 重畠を致す業務、駆動に用いた筋肉を引き上げる不自然な作業により行う業務その他の山林による筋肉による筋肉
 - 3 さく石病、搬出機、チーンソー等の機械器具の使用により身体に長効力をうける業務による手指、四肢等の木や樹木等による筋肉
 - 4 木子に骨盆への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による筋肉部、頭部、肩甲帯、上腕、前腕又は手首の運動
 - 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他の身体に過度の負担のかかる作業を営む業務に付随することの明らかな疾患
- 四 化学物質等による次に掲げる疾患
 - 1 施工労働者の指定する「主たる化学物質及び化合物（合意を含む。）」にさらされる業務による疾患であつて、施工労働者が定めるもの
 - 2 石油灰分、塗装ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による段階的の炎症又は気道粘膜の炎症等
 - 3 3,4-ジヒドロキノール、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂溶剤等にさらされる業務による皮膚疾患
 - 4 塗装の被膜等にさらされる業務による皮膚炎、トランシット又は鼻炎、皮膚等疾患の呼吸器疾患
 - 5 小さくねじら、歯手のじんあい等を含むする塗料にあたる業務又は抗生素薬等にさらされる業務によるアレルギー性の皮炎、皮膚支障等の呼吸器疾患
 - 6 油脂等の油分を飛散する場所における業務による呼吸器疾患
 - 7 石膏にさらされる業務による自己石綿脱水又はびまん性肺結核
 - 8 施工中の被膜等の底面に直接にあたる業務による酸素欠乏症
 - 9 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他の化学物質等にさらされる業務によることの明らかな疾患
- 五 粉じん等に対する業務による業務によるじん肺病又はじん肺病（昭和三十五年法律三十号）に規定するじん肺と合併したじん肺が行規則（昭和三十五年労働省令第十八号）に掲げる疾患
 - 六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾患
 - 1 本者の診断名しくは石墨の疾患、介護の義務又は研究その他の目的で石墨を取り扱う業務による伝染性疾患
 - 2 動物苦しきはその体、毛も、皮その他の皮膚による疾患又は仔牛等の古毒を取り扱う業務によるブルセラ病、炭疽病等の伝染性疾患
 - 3 海洋における業務による疾患又はマダラ等のレフトスピラ病
 - 4 戸外における業務による虫病
 - 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他の病原体にさらされる業務におけることの明らかな疾患
 - 七 がん原生細胞若しくはがん原生子細胞又はがん原性子細胞における疾患による疾患による次に掲げる疾患
 - 1 ベンゼンにさらされる業務による疾患
 - 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による疾患
 - 3 四アミノジフェニルにさらされる業務による疾患
 - 4 四ニトロジフェニルにさらされる業務による疾患
 - 5 ピス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による疾患
 - 6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん
 - 7 ベンソトリクロライドにさらされる業務による肺がん
 - 8 石膏にさらされる業務による肺がん又はリバク
 - 9 ベンゼンにさらされる業務による白血病
 - 10 亜硝二ビニルにさらされる業務による白血病又は転化がん
 - 11 1,2-ジクロロブロバンにさらされる業務による胆管がん
 - 12 1,2-ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん
 - 13 その他既にさらされる業務による白血病、肝がん、皮膚がん、舌肉腫、甲状腺がん、多発性骨腫又はホホジキンリンパ腫
 - 14 オーラミンを製造する工場における業務による尿路系腫瘍
 - 15 メゼンチミスを製造する工場における業務による尿路系腫瘍
 - 16 コーキス又は飼料粉を製造する工場における業務による汗腺がん
 - 17 クロロム又はクロロハルogenを製造する工場における業務による汗腺がん又は上気道のがん
 - 18 ニッケルの無鉛又は無錫を行う工場における業務による汗腺がん又は上気道のがん
 - 19 此事を含むする臓器が病として定義のため難しくは難解を行なう工場又は加熱又は化合物を製造する工場における業務による汗腺がん又は皮膚がん
 - 20 すな、鉛板、タール、ヒッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
 - 21 1から20までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他の生物質若しくはがん原と云ふにさらされる業務又はがん原性子細胞における疾患に起因することの明らかな疾患
 - 八 伝染性にわたる疾患の発生等の細菌等の病原体若しくは病原性を有する疾患による漏出病、くち舐め出病、嵌核病、高血圧性動脈硬化病、心筋病（心筋梗塞を含む。）不育症等の大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病
 - 九 人の生産にかかわる当該への対応その他の理由に付随する疾患をうくる当該を含む業務による指揮及び行動の障害又はこれに付随する疾病
 - 十 前各号に掲げるもののほか、施工労働者の指定する疾患
 - 十一 その社業然に起因することの明らかな疾病

(H-25,10)

ストレスチェックの義務化は堅持 受動喫煙は義務から努力義務へ

— 今年の労働安全衛生法改正案 —

厚生労働大臣はこの1月23日、労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱について、労働政策審議会に諮問を行った。内容は、

1. 化学物質管理のあり方の見直し
2. メンタルヘルス対策の充実・強化
3. 受動喫煙防止対策の推進
4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応
5. 外国に立地する検査機関等への対応
6. 規制・届出の見直し

という項目だが、一昨年に国会に上程されながら、政変の影響もあってほとんど審議さえされないまま廃案となった改正案の内容を少し修正し、そこに化学物質対策をはじめとした他の内容を追加したものとなっている。

ここでは一昨年に廃案になった改正案の主な内容であるメンタルヘルス対策と受動喫煙防止対策について、どのような扱いになっているのかを見ておくことにする。

ストレスチェックの義務化は メンタルヘルス対策強化につながるか

一昨年の改正案で主要な位置を占めていたのはなんといってもメンタルヘルス対策

だった。すべての労働者について、健康診断と同様にストレスチェックを義務化して、その結果を労働者に通知し、労働者の申し出により医師による面接指導を実施するというものだった。

いきなりすべての労働者にストレスについて質問表に答えさせ、それをもとに労働者をふるいにかけて心の健康に問題がある者をピックアップし対策を立てるという、相当に乱暴ともいえる内容が法律案になって国会に上程されたのだった。厚生労働省が例示する、小規模な事業場でも使用できるとした汎用の質問表は9項目からなるものだったが、こうした質問表で本当にスクリーニングが可能なものなのか、確証さえないようなものだった。

また、一般健康診断との関係も整理さえされないままだったため、まるで心の健康が身体とは別にあるかのような制度となってしまうものだった。

そうしたことから、法律案が出てきた当初より日本産業衛生学会から反対が表明されたり、精神医学会など精神科医の各団体からも重大な問題点を指摘する意見が表明されるなど、きわめて評判の悪い内容だったといえる。本誌でも幾度か取り上げてきたところだ。

今回の法律案を作るにあたり、厚生労働省は昨年の労働政策審議会安全衛生分科会において、関係団体からヒアリングを行うなど内容について再検討を行い、修正を行った。昨年9月25日に開かれた分科会では、日本精神神経学会、日本精神科病院協会、日本精神科診療所協会などで構成する精神科七者懇談会と日本産業衛生学会の代表者からの意見を聞いている。

その結果、今回の改正案は前回の案では不明確で問題とされたストレスチェックの実施主体を「医師又は保健師」と明確にし、産業医等の責任の範疇として位置付けている。また前回の案で、実施主体が従来の産業医の関わりが明確であった健康診断とは別個の枠組みであったものを、リンクした内容として実施できるように工夫を加えたものとなっている。

ただ、すべての労働者についてストレスチェックを義務化するという内容であることは変わりなく、実際の運用には未知数の問題が数多く残されている。たとえば、以前の改正案で評判が悪かった簡易な9項目の質問票は消えたけれど、実際に健康診断に付け加えてやるとなれば、同じような質問票を形だけ付け加えるようなやり方が一般的になるかもしれない。

いずれにしろ今回の改正案も十分にその問題点を議論の俎上に挙げなければならぬだろう。

義務から努力義務へ 大幅に後退した受動喫煙防止対策

前回の改正案で二つ目の大きな改正であったのは、受動喫煙防止対策だった。前回の改正案は、一般の事務所や工場については全面禁煙と空間分煙を義務付け、飲食店等は例外としながら労働者の受動喫煙の程度を低減させるための措置を講ずることとしていた。

ところが今回の改正案では、義務化を取りやめて、一転、努力義務とすることとした。その理由は、健康増進法等の影響で小規模な事業場においても空間分煙の取り組みが進んでいて、政策的にも助成金を交付するなどの形で支援策を展開しているのに、義務付けをするとそれらの支援策がなくなることとなり、かえって対策が遅れることになるというものだ。

法律で「義務」とするより、「努力義務」としたほうが対策が進むなどというのは、ほとんど本末転倒といわねばならないが、労働政策審議会の議論で中小企業団体の代表から出された意見がそのまま改正案に採用される形となったようだ。

受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡者数は年間約6800人で、そのうち職場での受動喫煙が原因とみられるのは約3600人という数字を1ページ目に配した、厚生労働省の職場の受動喫煙防止対策を呼びかけるリーフレットが示していた意気込みは、いったいどこへ行ったのだろうかという声もでてきそうだ。

今年の労働安全衛生法改正案も、現実の運用がどのようなものとなるかを見据え、十分な議論が必要だ。

北陸で初めての 石綿被害ホットライン・相談会開く 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

1月25日、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会による「北陸アスベスト被害ホットライン・相談会」が行われた。

実施に先立って、1月15、16日に富山、石川、福井の各県庁で記者会見を行い、会員の片山千代栄さん（夫・敏彦さんを、20歳前に3年ほどやった電気工事がもとの胸膜中皮腫で1998年に51歳で亡くされた）、野村美雪さん（夫・光弘さんを、大学時代に三年間アルバイトでやった石膏ボード施工工事がもとの胸膜中皮腫で、去年47歳で亡くされた）、会長の古川和子さんが会見で「北陸の石綿被害者の役に立ちたい」と訴えた。（表紙写真）

そのかいあって、地元の北日本新聞、北國新聞、福井新聞、各全国紙、NHK、民放に事前と相談会当日に報道してもらうことができた。

25日の相談会当日、会場の富山県中小企業研修センターには11件の相談者が訪れた。

この方々を含めて、全体で23件の相談がよせられた。

その中には、石綿健康管理手帳を持っている方6名のほか、中皮腫、肺がんなどの患



北陸アスベストホットライン相談会（1月25日）

者、家族からの相談が7件あり、相談会のあと支援活動を始めた。

アスベスト被害者が孤立したり、相談先が乏しかったり、認定への道筋がついていなかつたりといったことが普通にあって、こうした相談・掘り起こし活動を継続し、広げていく事は私たちの大切な役割だということを、改めて実感した。

今回は26日に行われたアスベストユニオン年次大会に集まったユニオン関係者などの協力をいただいた。

2月11日、患者と家族の会尼崎支部事務

所での家族の会全国世話人会に野村さん、片山さんも参加、4月下旬に「北陸支部」の立ち上げの集いを行う事を決めた。

家族の会では、北陸の会員はじめ会全体で北陸支部のスタートを成功させたいとしている。

安全センターとしても、全面的に協力することにしている。

(事務局 片岡明彦)



1月26日アスベストユニオン第8回大会富山

●地域ニュース 2014年(平成26年)1月16日 木曜日 毎日新聞



夫の遺影を抱きながら、石綿被害の相談を呼び掛ける野村さん=県庁

中皮腫や肺がんを引き起こすアスベスト（石綿）被害について、東京に本部を置く被害者団体が25日、北陸初の相談会を富山市内で開く。電話相談も始めた。2013年1月、胸膜中皮腫で夫を亡くした南砺市の野村美雪さん（49）が同団体に相談したのを機に実施に結び付いた。野村さんは「患者、家族がつながることが大事。ぜひ相談を」と訴えている。被害者団体「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の古川和子会長（66）と野村さんは15日、県庁で会見した。

野村さんの夫で会社員だった光弘さんは11年4月、胸膜中皮腫と診断され、既に手術できない状態だった。人学生時代、建築内装工事会社で3年間アルバイトし、断熱材に

ほか、12年3月に労災認定を受けたものの、現行制度は粉じんを吸った当時の年齢や職種を基に補償額が決まるためで、生活にも困ったといふ。新聞で同会を知った光弘さんは家族が語り合つことほ心のケアになると、相談を呼び掛けていた。

相談会は25日午前9時~午後5時、富山市赤江町の県中小企業研修センターで開く。電話相談は専門受け付けており、070-6503-5400。相談無料。

富山で石綿被害相談会

25日 南砺の遺族働き掛け

被験者が25日、北陸初の相談会を富山市内で開く。電話相談も始めた。2013年1月、胸膜中皮腫で夫を亡くした南砺市の野村美雪さん（49）が同団体に相談したのを機に実施に結び付いた。野村さんは「患者、家族がつながることが大事。ぜひ相談を」と訴えている。

被害者団体「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の古川和子会長（66）と野村さんは15日、県庁で会見した。

野村さんの夫で会社員だった光弘さんは11年4月、胸膜中皮腫と診断され、既に手術できない状態だった。人学生時代、建築内装工事会社で3年間アルバイトし、断熱材に

ほか、12年3月に労災認定を受けたものの、現行制度は粉じんを吸った当時の年齢や職種を基に補償額が決まるためで、生活にも困ったといふ。新聞で同会を知った光弘さんは家族が語り合つことほ心のケアになると、相談を呼び掛けている。

古川会長は「夫婦は孤独に戦いをされたと思う。医療現場では石綿被害への関心がまだ低く、北陸にも潜在的患者はまだまだ多い」とし相談会を開催を決めた。野村さんは同じ体験を持つた患者、家族が

北日本新聞 2014年1月16日付

日本通運アスベスト労災損害賠償裁判 控訴審も勝訴、日通は上告せず確定!



法廷に入る原告団、支援の方々 2014年1月30日 大阪高裁

尼崎のクボタ旧神崎工場に、1950～80年代、石綿を運ぶなどして、中皮腫や肺がんで死亡した日本通運の運転手など5名の遺族が、日通に対して約2億2250万円の損害賠償を求めた裁判の控訴審判決が、1月30日、大阪高裁（小島浩裁判長）で言い渡された。2009年の1月30日に神戸地裁尼崎支部に提訴し、ちょうど5年目の日だった。

小島裁判長は神戸地裁尼崎支部判決に続いて日通の責任を認め、約1億3300万円の支払いを命じた。被害者全面勝訴の判決となつた。（地裁提訴当時は日通と共にクボタも被告としていたが2012年6月28日の地裁判決前にクボタとは和解した。）

日通は上告せず、ここに、長きに渡つた裁

判が勝利のうちに終結した。

原告団、弁護団、そして尼崎労働者安全衛生センター、患者と家族の会をはじめとする支援の方々の頑張りに深く敬意を表する次第です。

あばかれた嘘

被害者側は尼崎労働者安全衛生センターを窓口として、6回にわたって、謝罪と補償を求めて直接交渉を行つた。

ところが日通は、被害者との交渉がはじまった直後の2007年1月26日、突然、『アスベスト疾患についてのお見舞金制度』を発表した。内容は被害者の要求とはかけ離れたものであり、何ら事前の相談もなかつた。

日通の企業内補償制度の適用を求めて粘り強い話合いを行つたが、「退職者は別だ」として、極めて不誠実な態度を続ける日通に、被害者側は裁判を始めざるを得なかつた。

法廷では、元日通・クボニ（旧クボタ神崎工場の構内下請け）労働者への証人尋問が行われ、日通の「石綿の運搬業務自体で沢山

のアスベストを吸うことはない」という主張に対して元日通労働者が「とにかく凄い埃だった。またマスクをするなどの指示は一切なかった」と述べ、また日通の「1962(昭和37)年以降のクボタとの契約はなく、旧神崎工場へ出入りをしていない」との主張に対し、元クボニ労働者は「それ以後も私は事務所から日通のトラックを目撃していた」と証言し、浅はかな日通の嘘は暴かれたのだった。

全面的な勝利

地裁判決では、1959年以降のアスベスト被害の予見可能性を認め、日通は散水で粉じんの軽減を図らなかった、粉じんマスクの配布がなかった、安全教育・指導が適切に行われていなかったことを理由に日通の安全配慮義務違反を認め賠償を命じた。

今回の高裁判決において同趣旨の判断が示されたものの、日通が上告するのではないかと懸念されていた。

原告・支援は判決後すぐに日通大阪支店に対して上告するとの申し入れを行った。

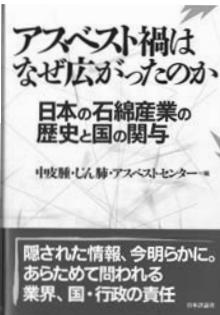


1月30日、判決直後に上告断念を日通大阪支店に申し入れ

そして、ついに日通は上告を断念。話合い、裁判、何度も行われた申し入れや情宣活動がついに実を結んだ。

一方、ニチアス王寺工場に駐在していた日通社員の吉崎忠司さんが中皮腫を発症、定年退職していた吉崎さんは日通に企業内補償の適用を求めたが日通はこれを拒否したため遺族が日通に損害賠償裁判を求めた裁判では、日通は大阪高裁で敗訴したのち上告している。

日通は吉崎裁判においても、当然上告を取り下げ、損害賠償責任を果たすべきだ。



アスベスト禍はなぜ広がったのか 日本の石綿産業の歴史と国の関与 中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかつたのかを問う。

日本評論社 A5判 248ページ
定価 2520円

連載 それぞれのアスベスト禍 その37

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

夢の途中で遭遇した悲劇

H 25年5月19日、胸膜中皮腫で一人の患者が亡くなった。大阪府警で白バイ隊に勤務して定年を向かえた9年後だった。

故菊池武雄さん(享年69歳)は北海道の北見市で生まれて育った。警察の白バイ隊に入ることが夢だった。そしてその夢の実現のために集団就職で大阪にやってきた。

まずはS37年3月26日に(株)五陵石綿紡織所(すでに事業所廃止)に入社し、公務員試験に備えた。翌年のS38年7月1日、武雄さんは大阪府警察に入署し、白バイ隊員になるべく訓練に励んだ。

ここで白バイ隊員について紹介しよう。

- ・自費で大型二輪の免許を取得する。
- ・各都道府県の「養成所」で訓練を受ける。
- ・訓練終了後は乗務開始まで待つ期間があり、実際に白バイ乗務するまでには数年かかる事もあるという。
- ・その後晴れて白バイ乗務に配属される。
- ・白バイ隊員は警察官であっても特別な訓練が必要であり、厳しい訓練の後、バイクを体の一部と同じように操れるようにならなければならない。



菊池武雄さん—大阪APECで

- ・白バイ隊員は日々勤務前の運行前点検(ハンドル・ブレーキ・タイヤ・オイル・燃料など各部の点検)を行う。

夢が実現した武雄さんは大阪府内の各地域の警察署勤務を経て、H 16年に定年退職をした。その後は大阪府羽曳野市役所の嘱託として勤務をしている最中に、中皮腫を発症したのだった。H 24年9月に体調不良で富田林市のP L病院を受診した。しかし確定診断には及ばなかったので、10月に近畿大学医学部付属病院に転院して胸腔鏡検査を行った。

近畿大学医学部付属病院でも「胸膜中皮

腫疑い」で、確定診断は出来なかった。そのような経過を辿っている時に、河内長野市で「東洋石綿」の住民被害運動をしている森本啓二さんを通じて私の所に相談が入った。「白バイに乗っていた人が中皮腫になっている。昔五陵石綿で働いていた」という内容だったと記憶している。森本さんも知人から紹介されたのだ。

そしてまずは武雄さんの奥様である良子さんと連絡を取ったが、この時はまだ正確な検査結果が出ていなかったということもあり話はあまり進まなかつた。その後時間をおいて良子さんと連絡を取った時はかなり症状が進んでいた。にもかかわらず労災申請が全く進展していない状況だと聞き、翌年4月に私は入院先の近畿大学付属病院に向かった。

初めて会った武雄さんは長身でとても温厚そうな方だったが、「悔しい」という言葉を幾度となく発した。私の訪問に感謝してくれた武雄さんは「古川さん、行政書士になってお手伝いしたいです」とも言った。



なぜ確定診断がつかないのか、主治医に尋ねた。「80%は確定しているのですが」という答え。胸腔検査においても中皮腫と確定しない事例もあるが武雄さんの場合もそうだった。そこで、まずは労災申請の手続きを優先しようと考えた。

石綿工場で勤務していたが、その後の白バイ隊勤務の中で石綿曝露は無かったのか？大阪府警で同じ白バイ隊にいた元同僚から業務内容を聞くと、毎日の点検作業は行つたが専門的な整備はやっていないと解つた。

高校卒業後に集団就職で6人が大阪にやってきた。その中で1人だけ五陵石綿に入り、「石綿の紡績糸を使って石綿布を作成していた（武雄さん談）」という。工場内は綿埃がいっぱい作業服や頭が真っ白になっていたそうだ。

（株）五陵石綿稻田工場は東大阪市にあつたので、東大阪労働基準監督署に休業補償を請求した。その時に対応してくれた労災課長から「白バイ勤務で石綿曝露がなかつた、という元同僚証言を添えてほしい」と言われた。すぐに元同僚から「白バイ隊においての石綿取り扱いはありませんでした」という証言を貰つて提出した。そして武雄さん本人から一日も早い聞き取りをと願つたが、間に合わなかつた。

5月19日夜、武雄さんは逝去した。良子さんから連絡を受けた直後に当直医と電話で話をして、それ以前から検討されていた病理解剖をお願いした。いつものことだが、このような依頼をする時は本当に哀しい気持ちになる。

病理解剖の結果が出たのは7月23日だった。準備できる書類は全て整えて、病理解剖の結果を待っていたが、この時間はご家族にとってとても長く辛い時間だったと思う。石綿曝露が明確だったので、その後の労災認定に至るまではさほど時間がかからなかつた。

「回復すればあと3年位は頑張れるだろうから、3年は古川さん達の活動をお手伝いできる」と語っていたという。「元気になって患者と家族の会のお手伝いをするんだと言っていたのに」と良子さんは涙ぐんでいた。

夢を描いて、北海道北見市から大阪に出

てきた。そして一時的に身を寄せた石綿工場で石綿曝露した事が悲劇につながった。念願の白バイ隊に入り、H16年の定年時まで精勤した。

瑞宝双光章（公務等に長年にわたり従事し成績をあげた方が対象）を授与される予定だったが、存命中には間に合わなかった。表彰状と勲章の授与日付は武雄さんの死亡日になっている。

理不尽な事はまだある。労災認定されたが、武雄さんもまた「若年時低賃金」だった。人生の途中で遮られた代償は余りにも安価だ。

☆ 阪神・淡路から20年 東北へのメッセージ

震災と心のケアを考えるシンポジウム

◆基調講演「復興期の心のケア 阪神淡路の経験から」

講師：岩井 圭司氏（兵庫教育大学・教授）

◇パネディスカッション

パネラー：兵庫から被災地に派遣されている職員／

岩手県の被災自治体職員／神戸新聞社・記者

コーディネーター：千葉 茂氏

（いじめメンタルヘルス労働者支援センター）

◆日時：2014年3月9日（日）

午後1時30分～4時

◇会場：神戸市勤労会館 多目的ホール

*JR・阪神・阪急三宮駅から徒歩5分

◆参加費：無料

◇主催：震災と労働を考える実行委員会

◇連絡先：NPO法人 ひょうご労働安全衛生センター内

TEL 078-382-2118 / FAX 078-382-2124



韓国からのニュース

■建設現場の死亡事故、元請けを加重処罰

／政府、建設現場災害予防総合対策を発表

政府が、頻発する建設現場での大事故の再発を防止するために『建設現場災害予防総合対策』を発表した。

政府は、国土交通部・安全行政部・雇用労働部・消防防災庁など関係部署と、ソウル市・仁川市など地方自治体、建設・監理協会など建設工事関連団体が参加し、総合対策を策定した。今後、大規模工事を発注する公共機関と地方自治体は、産業災害の状況を公表しなければならない。公共機関の場合、機関長評価書に災害減少実績を反映させなければならない。

政府は産業安全保健法上の安全義務負担者に、設計・建設業者の他に、発注者も含ませることにした。産業安全・保健規則違反で下請け労働者が死亡すれば、請負事業主を加重処罰する方向で法改正を推進する。

無理な工期短縮を防止するための制度も準備した。やむを得ない状況や発注者の責任で工事が中断された場合、施工者が工事期間の延長を要請すれば、発注者が必要な措置を執る義務を付与した。

最低落札制は廃止の手順に入る。来年から2年間、300億ウォン以上の発注工事21件を対象に、総合審査落札制を試験運営する。
2014年1月3日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■10ヶ月の労働で発症した白血病も労災／ソウル高裁『最短勤務歴の白血病』業務上災害認定

造船所で短期間働いた労働者に発生した急性リンパ球性白血病を、業務上災害と認

定した判決が出て注目されている。

「法律事務所・セナル」によれば、ソウル高裁は先月18日、大宇造船海洋で10ヶ月間塗装業務に従事したキム・某(36・男)氏に発病した急性リンパ球性白血病を業務上災害と認定した。

2003年4月大宇造船海洋に入社し、塗装作業とスプレー補助手の業務を担当したキム氏は、翌年2月に全南大で急性リンパ球性白血病と診断された。発病後、会社を辞めて闘病をしていたキム氏は、2008年5月に勤労福祉公団に労災療養申請をしたが不承認とされた。2010年12月に再度出した労災申請も不承認とされたキム氏は、ソウル行政裁判所に労災不承認処分の取り消しを求める訴訟を提起した。

一審では不承認処分が維持された。裁判所は事業場からベンゼンが検出されたという資料がないことと、10ヶ月ほどの短い勤務が白血病発病の原因になったとは見られないという公団の主張を受け容れた。

抗告審のソウル高裁は、キム氏の疾病を業務上災害とした。控訴審は「業務と疾病の因果関係は、必ず医学的・自然科学的に明確に証明されなければならないものではなく、業務と疾病の間に相当因果関係があると推測判断される場合も証明があると見なければならない」とし、「原告が会社に入社して塗装作業をしながら曝露したベンゼンなどが、白血病を発病させたり、他の要因と協働して自然的な進行速度以上に急激に悪化させ、発病を促進した原因になったと見るのが妥当だ」と判示した。

今回の判決は、勤務歴がわずか10ヶ月に過ぎない労働者に発生した急性リンパ球性

白血病を、業務上災害と認定した初めての判決だ。これまで裁判所で認められた白血病の事例の場合、最短曝露期間は2年以上だった。

事件を担当したキム・ジョンギ弁護士は「曝露期間と曝露のレベルを巡って労災認定を争っているサムスン白血病事件に、一定部分影響を与えるだろう」と話した。2014年

1月8日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■労働部－安全公団、15万個事業場の有害・危険状況を一斉調査

雇用労働部と安全保健公団が、3月から10月まで全国15万ヶ所の事業場を対象に、一斉作業環境実態調査を行う。事業場内の有害・危険状況を把握するために93年に導入された作業環境実態調査は、5年に一回ずつ実施される。

労働部によれば、今年は調査対象が大幅に増えた。2009年の10万ヶ所から今年は15万ヶ所に拡大した。今までの調査のように、5人以上の製造業者(12万7千ヶ所)は聞き取り調査、5人未満の製造業者(1万3千ヶ所)と非製造業者(1万ヶ所)は標本調査で行われる。製造業者のうち、事故発生の危険が大きい有機・無機化学製品製造業、溶融メッキ業など13の高危険業種については、事業場規模に関係なく聞き取り調査を行う。

専門調査員が事業場を訪問する前に、実態調査表を郵便で発送して協力を求め、事業主は雇用状況と有害作業状況、危険機械・機構設備状況、化学物質766種の取り扱い状況などを記載して、事業場を訪問した調査要員に提出する。

調査結果は職業病予防と労働者の安全保健維持・増進のための政府の政策樹立の基礎資料として活用される。2014年1月20日 每日労働ニュース ク・ウネ記者

■過労死したサムスン電子サービスの労働者に初の労災認定

20日、ソウル行政裁判所によれば、サムスン電子サービスの協力業者で働いて、2012年12月に勤務中に倒れて亡くなったチョン・某氏の遺族が、勤労福祉公団を相手に提起した遺族給与不支給処分取り消し訴訟で、原告勝訴の判決を出した。

裁判所は「チョン氏は死亡する前1週間に、少なくとも通常勤労時間である週44時間よりも50%以上も長い68時間働き、実績に対する負担とチーム・メンバーを励まさなければならぬ状況によって大きなストレスを受けたものと見られる」と判示した。

チョン氏は、会社がサムスン電子サービスの協力業者の中で最下位の評価を受け、サムスン電子の携帯電話の液晶がよく壊れる上に、交換費用が高いというマスコミ報道以後、長時間の勤務とストレスに苦しめられた。

チョン氏の死亡に裁判所が業務上災害を認めたため、昨年9月に脳出血で死亡したサムスン電子サービス漆谷センターのイム・某氏の労災処理にも関心が集まっている。繁忙期の昨年5月から死亡当時まで、毎週60時間以上働いていたことが分かっているイム氏は、出勤の準備をしていて脳出血で倒れた。

イム氏の遺族は労災申請をせず、会社側と合意の上で葬儀費用だけが渡されたと分かった。金属労組サムスン電子サービス支会の関係者は「会社側が、労組に相談しないことを条件に労災の承認を含む十分な補償を遺族側に約束したが、今までに遺族が受け取った金は葬儀費用の500万ウォンだけ」で、「遺族と話し合って労災申請をするようになる」と話した。2014年1月21日 每日労働ニュース キム・ハクテ記者

■サムスン電子白血病事件を扱った映画を国会で上映

国会の福祉労働フォーラムは24日午後、国会議員会館の大会議室で、サムスン電子の半導体工場で働き、白血病で亡くなった故ファン・ユミ氏と父親ファン・サンギ氏の実話を扱った映画「もう一つの約束」の上映会を開催した。

「もう一つの約束」は制作協力基金活動によって製作費を作り、実話を扱ったということで封切り前から話題を集めている。8千人余りの市民が善意で集めた制作協力基金活動と個人投資で、製作費と広告費用の全額を準備した。制作協力基金活動方式で製作費全額を集めた商業映画は、この「もう一つの約束」が初めてだ。

映画は、故ファン・ユミ氏の役割に当たるハン・ウンミが、高校卒業後に国内屈指の半導体会社に就職した後、白血病に罹って死亡した事件から出発する。彼女の父親サンギは娘の病気を産業災害と認めさせるために大企業と闘う。

映画は勤労福祉公団で労災不承認を受けた事件が、ソウル行政法院で逆転される内容までを含んでいる。現在、公団は一審判決に従わず、控訴している状態だ。

この日の映画上映後に行われた製作スタッフ・出演俳優との対談で、観客は質問の代わりに「映画を作って下さってありがとう」と、観覧後の感想を次々に述べた。父親サンギを演じた俳優パク・チョルミン氏は「父親のファン・サンギさんがどんな力によって遠い道を走っているのか、その力の根源がまだ分からぬ」。「弱い父親と無力な人たちが大きくなつて行く内容の映画」と話した。キム・テウン監督は「もし会社と合意をしたら、お父さんは今のように明るく笑うことができるかを考えた」。「私がなぜこの仕事を始めたのかを振り返り、このような

映画が再び作られない世の中になつたら良いのに」と話した。2014年1月27日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■パン・ハナム長官、終わりの見えない現代製鉄の労災事故に「眠れない」

パン・ハナム雇用労働部長官は、相次ぐ労災死亡事故で安全管理危機事業場に指定された現代製鉄で、今月19日に協力業者の労働者の墜落死亡事故が再び発生すると、直ちに労働部の高位幹部を強く叱責した。

パン長官は27日午前、世宗庁舎で開かれた政策点検会議で「(現代製鉄の相次ぐ事故で)夜も寝られない状況」と労働部の幹部を叱責し、徹底した管理監督を指示した。

労働部は昨年5月、現代製鉄の唐津工場でのアルゴン漏出事故で5人が亡くなり、同じ年の11月と12月にガス漏出事故と墜落事故でそれぞれ1人が亡くなると、直ぐに安全管理危機事業場に分類して特別管理に入った。勤労監督官と安全保健公団の関係者のそれぞれ3人で構成された常設監督チームを構成し、現場を点検してきた。

しかし、百薦無効の状況だ。パン長官が「すべての手段を動員して措置する」と、再発防止を強調してはいるが、事故が度重なって企業のCEOなど核心の関係者を処罰する現実的な手段がないのが実情だ。労働部の関係者は「CEOを処罰するには、事故に対する故意性が立証されなければならないが、これを証明しにくく、ほとんどの企業が有害・危険業務をアウトソーシングしている状況では、元請け企業に対する処罰は容易ではない」と打ち明けた。2014年1月28日 每日労働ニュース ク・ウネ記者

(翻訳：中村 猛)

前線から

はつりじん肺損害賠償訴訟 第22回弁論報告

大阪

尋問をめぐるやり取り

5年目を迎えたはつりじん肺訴訟は、今年中の解決に向けて5月から尋問に入る。原告に加え、総論的な尋問は元ゼネコン職員である川元秋男さんに対して行われる予定である。

原告に対する尋問は、徳田さんと知念さんについてすでに証拠保全というかたちで行われている。亡くなった村上さんを除き残り12名が尋問の対象となるが、今回、原告側からは徳田さんと知念さんも含めて再度尋問を行う由の書面を提出した。これに対し、弁論当日に反論をしてきたのは大林組である。

大林組代理人は、開廷前から裁判所2階のエレベーターホール前で他の被告代理人らを相手に熱弁をふるっていたが、すでに証拠

保全を行った二人については追加の尋問は必要ないという議論を行っていたらしい。弁論においても徳田さんと知念さんの再尋問の必要性は何かと厳しく追求してきた。

徳田さんについては2年前に行った尋問の際、あまりに長時間に及んだために、その疲労は傍聴席からもうかがい知ることができた。終盤になるほど疲労度は増し、質問に対する回答の声も弱々しくなっていったのである。また、尋問後の2年間も少しづつ現地確認を行い、その報告書を提出して複数の現場ではつり作業を行ったことを主張しているため、今後立証していくうえで追加の尋問が必要となる。

一方、知念さんについては昨年末に尋問を実施したばかりであるため、大林組

代理人からの追求は殊更に熾烈を極めた。知念さんの代理人を務める東弁護士は、「現場の日数などを詳しく質問するため」と回答したが、「その質問が必要であれば、なぜ11月の尋問で尋ねなかつたのか」と引き下がらない。知念さんは村本建設の現場しかないのでから、村本建設の代理人が議論を仕掛けてくるというのであれば分からぬでもないが、張り切って発言するのは大林組代理人だけであった。

予見可能性と共同不法行為論

今回は総論に関しても原告から書面を提出した。論点は予見可能性と共同不法行為であり、それぞれに準備書面を用意した。

予見可能性とは、はつり作業でじん肺になるということをゼネコンが分かっていたかどうかということを指している。大林組の準備書面によると、はつり作業が粉じん作業と認められるようになったのが1979年（昭和54年）で、それも屋

内作業にかぎってのことである。そして屋外作業にまでじん肺に罹患する危険性があるとの知見が及んだのは2008年（平成20年）であると論じている。このため、ゼネコンとしての責任が問われるとすれば、屋内作業については1979年以降、屋外作業については2008年以降であるという。

しかしながら、じん肺法施行当初である1960年（昭和35年）から粉じんばく露によりじん肺に罹患するおそれがあるということは明らかであり、この事実をゼネコンが知らなかつたと主張するのはあまりに無責任な態度であるため、原告側から被告の認識の誤りを指摘する書面を提出した。

次に、共同不法行為論と

は、誰が原告らをじん肺に罹患させたか、という点について論じたものである。被告の考え方は、原告に粉じんをばく露させた加害者が複数存在して、そのうちの誰かの粉じんがじん肺の原因となつたと主張する。このように真の加害者が存在するが、それが不明な場合は加害者候補を全員特定しなくてはならないと議論を開く。しかし、この考え方は、被告の中には本当は責任をとらなくてもよいゼネコンが混じっているという意味になつてしまふし、じん肺の発症について正しく理解しているとは思

えない。毎日異なる現場ではつり作業を行い、そこで発生した粉じんすべてがじん肺の原因になったのである。被告として出ているゼネコンには必ず責任があるのでから、それで共同して責任を取るべきだと反論した。

今後も総論については議論が深まっていくと思われるが、被告の主張をよく読むと、はつり作業の実態を無視した無茶なものばかりである。反論をするうえで、各原告や、他のはつり作業従事者からの情報提供が大いに役立っている。

次回 2014年3月13日 15時～
大阪地裁 大法廷（202）

全国労働安全衛生センター連絡会議の
機関誌「安全センター情報」は
運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供
動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など
他では得られない情報を満載しています。

●申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel 03-3636-3882/Fax: 03-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://joshrc.info/>



1月の新聞記事から

1/7 沖縄県内の在日米軍基地で勤務中に吸ったアスペストで病気となり、労災など認定を受けた日本人が28人に上ることが、厚生労働省の集計で分かった。うち21人は死亡。県内の認定者数48人の半分以上。2012年度までに労災認定を受けたのは19人で、肺がん14人（うち9人死亡）、中皮腫2人、石綿肺3人（3人とも死亡）だった。

泉南地域のアスペスト健康被害を巡る団体訴訟で国側が上告。石綿紡織工場の元従業員ら原告側も翌8日、最高裁に上告。大阪高裁判決は国の責任を認め原告58人のうち55人に計約3億4500万円の支払いを命じた。原告側は請求額と開きがあることや、死後20年以上たって提訴した遺族3人が敗訴したことを理由に上告を決めた。

1/8 神奈川県労働委員会はニチアスが、退職者加盟の全造船アスペスト関連産業分会との団体交渉で被害実態などを十分説明しなかったのは不当労働行為に当たるとして、誠実に対応するよう命令した。2011年11月の最高裁決定で退職者の団交権を認める判決が確定し同社は団交に応じたが、その姿勢に再考を迫る労働委命令は初めて。

1/9 石油化学製造「三菱マテリアル」四日市工場で爆発があった。同社社員ら男性作業員5人が死亡。他に男性12人がけがをしてうち1人は重傷。死亡したのは同社社員3人と協力会社「南部組」の社員2人、いずれも爆風で即死。爆発したのは熱交換器。同工場は水素ガスとトリクロロシランという化合物を混合させ、半導体の材料などにする多結晶シリコンを製造している。

1/10 築炉業「ヤマサキ」（福岡県大牟田市）が安全配慮義務を怠ったためにじん肺になったとして、元社員2人が同社に計6600万円の損害賠償を求め福岡地裁に提訴した。築炉業者を相手取った訴訟は全国初。原告は福岡県みやま市と和歌山市在住のいずれも76歳の男性。2人は約30～40年間、築炉作業員として和歌山県や千葉県の製鉄所などで勤務。炉を築く過程で大量の粉じんにまみれる作業に従事した。

1/11 水俣病の患者認定を巡り、環境省は手足の感覚障害のみでも有機水銀へのばく露との因果関係を証明できれば水俣病と認める方針を固めた。昨年4月の最高裁判決を受けた見直しだが、認定基準そのものの変更ではなく「補足」と位置付けた。近く熊本、新潟両県など関係自治体に通知する。因果関係の証明は非常に困難で、救済対象の拡大につながる可能性は低い。認定基準の抜本改正を求めていた患者団体の反発は必至。

1/16 昨年1年間の全国の自殺者数は前年に比べ663人（2.4%）少ない2万7195人で、4年連続の減少となったことが警察庁の速報値で分かった。前年と比較で70と80歳以上を除く各年代で減少経済、生活問題を動機とする自殺者が減った。内閣府自殺対策推進室の担当者は、2009年度に創設された地域自殺対策緊急強化基金により、市区町村単位で自殺を防ぐ活動に取り組みやすくなつた効果が出ているなどと分析している。

1/24 配置転換された上、長時間の面談で退職を求められた大阪府内の30代の元会社員のうつ病発症について、労災と認めなかつた泉大津労働基準監督署の処分が、不服審査で先月取り消された。面談は録音されており、労基署はその提出を受けながら退職強要でないと判断していたが、審査結

果を受けて労災認定した。不服審査の決定書によると、元会社員は2008年に衣料メーカーに入社したが、11年5月に子会社の物流会社に配置転換された。1カ月後、上司から面談で退職を求められ、拒否しても「決着するまでテーブルを離れない」と言われ、その後うつ病と診断された。

1/22 福島労働局は2013年に県内で発生した労災事故による死者は31人で、前年より5人増えたと発表。復旧復興事業で亡くなったのは6人。増加の背景には事業の本格化があるとみられ、除染作業中の死者も初めて4人出た。楢葉町で2人、田村市で1人、伊達市で1人。いずれもトラックやショベルカーの下敷きになるなどした。県内では震災後、労災事故による死者が増え2010年の19人から、11年は30人、12年は26人。建設業の増加が顕著で、10年の6人から11年は16人、12年は11人、13年は17人。

石綿について患者らでつくる「中皮腫・アスペスト疾患・患者と家族の会」が、患者救済のための電話相談窓口「アスペスト被害ホットライン」を北陸地方で初めて設置した。制度を活用しているのは患者の6割程度。富山などの北陸では、特に肺がんの認定件数が極端に低く、患者の掘り起しが急務。25日には県中小企業研修センターで無料相談会を開き相談を受け付ける。

1/23 世界遺産の仁和寺が境内で運営する食堂の男性料理長が、長時間労働でうつ病を発症したとして、同寺を相手取り慰謝料や未払い賃金計約1800万円などを求める訴訟を京都地裁に起こした。料理長は2004年から宿泊施設「御室会館」の食堂で勤務し、05年から料理長を担当。11年以降、時間外労働が月100時間を超えることが常態化し、月200時間以上になることもあった。09年にうつ病を発症し、12年から休職中。13年7月には労基署から労災認定された。

1/29 うつ病で休職中に解雇されたのは労働基準法違反として、武相高校（横浜市）の元教諭の男性（56）が学校法人武相学園に解雇無効を求める訴訟の第1回口頭弁論が横浜地裁で開かれた。男性は2011年5月ごろから、生徒への指導などについて学校側から厳しい叱責を受けるなどし、同8月にうつ病と診断され療養休暇中の12年12月、生徒への指導が不適切と懲戒解雇された。労災申請し横浜北労働基準監督署は昨年5月労災と認定。同労基署は昨年10月解雇に対する是正勧告を行つたが、学園は応じなかつた。

北海道胆振地方の道立高校長が教頭に「ばか」「お前をいじめることしか考えていない」「しゃべるな」などの不適切な言動でパワハラをしていたとして、道教委は校長を減給（10分の1）1カ月の懲戒処分とした。パワハラで校長が処分されたのは初めて。

1/30 中皮腫や肺がんで死亡した日本通運の元社員5人の遺族が、日通に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が大阪高裁であった。1審神戸地裁尼崎支部判決に続き日通の責任を認定。ほぼ同額の約1億3300万円を支払うよう命じた。5人は1950～80年代、クボタ旧神崎工場に石綿を運んでいた運転手などで、57～76歳で死亡した。裁判長は石綿の危険性について59年に日通も認識できたと判断した。